

骨髄バンクのドナー登録に御協力ください

白血病などの血液の病気のため、健康な人から提供された骨髄の移植を必要とする方がいます。


骨髄移植をするには、患者と提供者（ドナー）のHLA型（白血球の型）が一致する必要がありますが、その確率は数百から数万分の一といわれています。

**あなたの善意で救われる誰かがいます。
ドナー登録に御協力をお願いします。**

ドナー登録について

登録要件	<ul style="list-style-type: none">・提供の内容を十分に理解している方・年齢：18歳以上、54歳以下・体重：男性45kg以上／女性40kg以上 ※登録にあたって、約2mlの採血を行います。
登録機関 ※各保健所での登録は事前の電話予約が必要です。	鳥取県赤十字血液センター（鳥取市江津370-1） TEL：0857-24-8101
	献血ルームひえづ（西伯郡日吉津村日吉津160-1） TEL：0859-27-1724
	鳥取市保健所（鳥取市富安2丁目138-4） TEL：0857-30-8531
	倉吉保健所（倉吉市東巖城2） TEL：0858-23-3144
	米子保健所（米子市糀町1-160） TEL：0859-31-9316

ショッピングモールなどでの移動献血会場に登録窓口を設けることもあります。



日本骨髄バンク「骨髄バン子ちゃん」

骨髄提供の流れ

1. 移植を待つ患者とHLA型が一致した場合、ドナー候補として適合通知が郵送されます。
2. コーディネーターによる骨髄提供についての説明と、健康状態を調べる検査を行います。
3. ドナーとご家族の最終的な提供意思を確認します。
4. 採取手術を行います。（退院まで4～6日間）

ドナーの提供にあたっては、入院支度金（5,000円）に加え、入院・通院のための交通費（実費相当分）が、日本骨髄バンクから支給されます。また、手術等に係る医療費の負担もありません。（鳥取県からの支援金もごさいます。詳しくは裏面へ。）

制度や手続きの詳細は日本骨髄バンクのHPをご覧ください。
（右QRコードからアクセスできます。）



鳥取県骨髓ドナー提供支援金支給制度

鳥取県では、**骨髓ドナー（提供者）と、その方を雇用している企業を対象に支援金を支給しています。**

ドナー向け助成

骨髓提供のための通院又は入院

1日につき

10,000円

（最長7日間）

企業向け助成

骨髓提供のための通院又は入院のために、ドナーに付与した特別休暇

1日につき

最大20,000円

（最長7日間）

申請方法

申請書と、下記の書類を申請先へご提出ください。（③は企業向け助成のみ）

- ①鳥取県在住であることが確認できるもの（運転免許証の写し等）
- ②日本骨髓バンク発行の、骨髓等の提供に係る通院等を証明する書類
- ③休暇を付与したことを証する書類及びドナー休暇が確認できる就業規則等

※申込期限は、②により証明される日の最終日から半年以内です。

制度の詳細、申請様式等は、鳥取県HPをご確認ください。

（右のQRコードからもアクセスできます。）



企業の皆様へ ドナー休暇制度の導入をお願いします。

ドナー候補となった方の約6割が自己都合により提供を辞退されており、その理由の多くに「仕事への影響があると思うため」「仕事の都合がつかなかったため」などが挙げられています。

骨髓等の提供に必要な通院・入院のために取得する休暇を、年次有給休暇ではなく特別休暇として認める「**ドナー休暇制度**」を導入いただき、ドナーとして提供しやすい職場環境の推進に御協力をお願いします。



問合せ先
申請先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電 話：0857-26-7182
ファクシミリ：0857-21-3048